

徳島県個人情報保護審査会答申第71号

第1 審査会の結論

徳島県教育委員会の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年7月1日（同月3日受付）、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次の内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(1) 文書、図画及び写真

ア 平成○年○月○日（○）午後○時から徳島県立○○○高校において、私と○○○教頭、○○○先生と、娘の○○○大学○○○学部の○○○推薦について協議した議事録および業務報告書（以下「本件請求内容1」という。）

イ 協議の席で開催を約束してくれた娘の推薦に関して検討する会の議事録および業務報告書（以下「本件請求内容2」という。）

ウ 平成○年○月○日（○）午後○時から徳島県立○○○高校において、私と○○○教頭、○○○先生と、娘の○○○部の○○○推薦について協議した議事録および業務報告書（以下「本件請求内容3」という。）

(2) 電磁的記録

ア 平成○年○月○日（○）午後○時から徳島県立○○○高校において、私と○○○教頭、○○○先生と、娘の○○○大学○○○学部○○○の○○○推薦について協議した議事録および業務報告書（以下「本件請求内容4」という。）

イ 協議の席で開催を約束してくれた娘の推薦に関して検討する会の議事録および業務報告書（以下「本件請求内容5」という。）

ウ 平成○年○月○日（○）午後○時から徳島県立○○○高校において、私と○○○教頭、○○○先生と、娘の○○○学部の○○○推薦について協議した議事録および業務報告書（以下「本件請求内容6」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求内容1、本件請求内容2及び本件請求内容3に関しては、文書を作成しておらず、保有していないためとして、また、本件請求内容4、本件請求内容5及び本件請求内容6に関しては、電磁的記録を作成しておらず、保有していないためとして、条例第20条第3項の規定により、次のとおり、請求拒否決定を行い、審査請求人に通知した。

(1) 個人情報開示請求拒否決定（平成29年7月13日付け教政第83号）（文書）（以下「本件決定1」という。）

(2) 個人情報開示請求拒否決定(平成29年7月13日付け教政第84号)(電磁的記録)(以下「本件決定2」)という。)

3 審査請求

平成29年7月29日(同月31日受付), 審査請求人は, 本件決定1及び本件決定2を不服として, 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき, 実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年10月13日, 実施機関は, 条例第42条の規定に基づき, 徳島県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して, 本件審査請求について諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報開示請求拒否決定処分を取消し, 保有個人情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は, 概ね次のとおりである。

平成〇年〇月〇日(〇), 平成〇年〇月〇日(〇), 両日において徳島県立〇〇〇高等学校(以下「当該県立高校」という。)で, 私と〇〇〇教頭, 〇〇〇先生と, 娘の〇〇〇大学〇〇〇学部の〇〇〇推薦について協議した。

議事録および業務報告書についての文書を作成していないとの理由で, 請求を拒否されたが, このように重大な案件で議事録等が作成されていないことについては常識では考えられず, 故意に個人情報を隠ぺいしているとしか考えられない。

このような行為は, 明らかに個人情報開示請求制度そのものを否定するものであり, 開示することが当然である。

また, 仮に文書が作成されていないのであれば, 職務怠慢であるので, 直ちに, 議事録および業務報告書を作成のうえ, 保有個人情報の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると, 本件決定1及び本件決定2の理由については次のとおりである。

(1) 経緯について

ア 審査請求人の娘(以下「当該卒業生」という。)は当該県立高校を平成〇年〇月に卒業しており, 高校3年生であった平成〇年度に実施した「平成〇年度 〇〇〇大学〇〇〇学部推薦入試」において合格している。

〇〇〇大学への学校推薦というのは、専願入試（合格した場合は、必ず推薦された大学に入学するという確約のもと願書を提出する入試）であるが、大学入学前の3月に、当該卒業生本人から他大学受験のため休学したいとの申出を大学にしておき、当該県立高校としては、平成〇年〇月〇日付けで〇〇〇大学から当該県立高校に対して送付された文書により、その事実を把握したところである。

イ このような状況の中、平成〇年〇月〇日に、当該卒業生の両親（審査請求人を含む。）と当該卒業生の3人が当該県立高校に来校し、〇〇〇大学〇〇〇学部への「〇〇〇推薦」をしてほしいとの話があったものであるが、事前に、当該県立高校に対して、電話で同様の問合せがあったため、当該県立高校からは、推薦はできない旨を電話連絡していた。

同日の来校時には、再度、推薦できない理由を説明したが、審査請求人側から、A4横書きの資料（時系列的に当事者の発言内容等が書かれた資料。以下「当該資料」という。）が、学校側に提示されたため、内容について確認する必要があると判断し、その場の協議を終えたものである。

ウ 当該県立高校としては、当該資料の内容を当時の担任に確認し、当該県立高校の発言内容として記載されている「合格しても、休学して、再度〇〇〇学部を受験すれば、」とか、相手方からの「今年推薦してもらって、合格しても、来年も〇〇〇に推薦してもらえるのか」に対する、「推薦できる」ということは言っていないことを確認したため、同月〇日の来校時に、再度、推薦できない旨を伝えたものである。

エ 本件請求は、平成〇年〇月〇日と同月〇日に来校した時の「当該卒業生の〇〇〇大学〇〇〇学部の〇〇〇推薦について協議した議事録及び業務報告書」と、同月〇日の来校時に、審査請求人側が提示した当該資料の内容を学校が確認するということを指す、「〇月〇日の協議の場で開催を約束してくれた娘の推薦に関して検討する会の議事録及び業務報告書」の開示を求めてなされたものである。

(2) 本件決定1及び本件決定2の理由

ア 議事録等の作成

当該県立高校では、進路指導や相談、生活指導等における教員と生徒、保護者とのやり取りや対応については、日常的な教員としての業務の一つであるため、これら一つ一つのことについて議事録や業務報告書として文書化はしていない。

通常、生徒の進路に関わる内容について保護者が来校した時には、担任だけではなく、副担任等も交え、二人以上で対応することを基本とし、面談内容については、面談終了後に、管理職へ口頭による報告を行っている。

本件に関しても同様であり、面談には教頭と教諭が対応し、面談終了後は、速やかに学校長へ口頭による報告を行っており、審査請求人が主張するような職務怠慢には該当しない。

また、当該資料の内容を確認し、当該卒業生の推薦について、学校内で話し合

いはしたが、前記(1)の経緯により、再度、推薦することができないことは明確であったため、特に記録を文書（電磁的記録を含む。）に残すようなことはしていない。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由の中で、「仮に文書が作成されていないのであれば、職務怠慢であるので、直ちに、議事録および業務報告書を作成のうえ、保有個人情報の開示を求める。」と主張するが、条例の定める開示請求制度においては、開示請求の時点で保有していない個人情報を開示請求を受けて実施機関が当該開示請求にかかる個人情報を作成し、開示することを義務づける規定はない。

(3) 以上により、平成〇年〇月〇日及び同月〇日に審査請求人と協議した内容に関する議事録及び業務報告書並びに当該資料の内容を確認した際の議事録及び業務報告書など（電磁的記録を含む。）は作成していないことから、物理的に不存在であるため、条例第15条第2号の規定に基づき、拒否決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定1及び本件決定2の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定1及び本件決定2の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

ア 本件請求は、同様の内容の保有個人情報に対し、文書、図画及び写真と電磁的記録との開示請求が行われたものである。

イ 本件請求内容1及び4については、平成〇年〇月〇日に当該県立高校において、審査請求人と同校の教頭及び教諭が当該卒業生の〇〇〇大学〇〇〇学部の〇〇〇推薦について協議した議事録及び業務報告書、本件請求内容3及び6については、同月〇日に当該県立高校において、審査請求人と同校の教頭及び教諭が当該卒業生の〇〇〇大学〇〇〇学部の〇〇〇推薦について協議した議事録及び業務報告書と解される。

ウ 本件請求内容2及び5については、同月2日の協議の席で開催を約束してくれたとする当該卒業生の推薦に関して検討する会の議事録及び業務報告書の開示を求めるものであるが、実施機関の説明によると、当該県立高校において審査請求人から提出を受けた当該資料を確認し、当該卒業生の推薦に関して話し合いをしたことから、当該資料の確認内容及び当該卒業生の推薦に関し話し合った内容の記録が対象になると考えられる。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在的妥当性について

ア 実施機関の説明によると、当該県立高校では、進路指導や相談、生活指導等における教員と生徒、保護者とのやり取りや対応については、日常的な教員としての業務の一つであるため、これら一つ一つのことについて議事録や業務報告書として文書化はしておらず、通常、生徒の進路に関わる内容について保護者が来校した時には、担任だけではなく、副担任等も交え、二人以上で対応することを基本とし、面談内容については、面談終了後に、管理職へ口頭による報告を行っている。

本件についても、面談には教頭と教諭が対応し、面談終了後は、速やかに学校長へ口頭による報告を行っているとのことであり、議事録や業務報告書（電磁的記録を含む。）は作成していないとのことである。

また、当該資料の内容を確認し、当該卒業生の推薦について学校内で話し合いはしたが、特に記録を文書（電磁的記録を含む。）に残すようなことはしていないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県教育委員会公文書管理規則（平成13年徳島県教育委員会規則第10号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書（図画及び電磁的記録を含む。）を作成して行わなければならない。」と定めているが、協議内容の記録及び報告書自体は意思決定を行うための文書そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。

ウ 審査請求人は、このように重大な案件で議事録等が作成されていないことについては常識では考えられない旨の主張をするが、実施機関において、保護者等との面談における協議内容の記録等の作成を義務付けられているとはいえ、前記第4(1)の経緯により、再度、推薦することができないことが明確であったため、議事録及び業務報告書並びに当該資料の内容を確認した際の議事録及び業務報告書など（電磁的記録を含む。）は作成していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在として行った実施機関の本件決定1及び本件決定2は妥当である。

2 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、仮に文書が作成されていないのであれば、職務怠慢であるので、直ちに、議事録および業務報告書を作成のうえ、保有個人情報の開示を求めると主張しているが、個人情報開示請求制度は、個人情報の開示請求がなされた時点において、実施機関が保有する公文書に記録されている個人情報を開示することを原則とするものであり、実施機関としては、開示請求がなされた時点において保有する個人情報を特定すれば足りるものと解する。

したがって、仮に本件開示請求後に公文書を作成したとしても、本件請求に係る保有個人情報の対象とはならない。

3 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年10月13日	諮 問
平成30年 2月22日	審 議 (第98回審査会)
3月19日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第99回審査会)
5月15日	審 議 (第100回審査会)
6月21日	審 議 (第101回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者